

学校法人札幌大学特待生規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下、「本学」という。）の入学志願者のうち、学業優秀者の入学を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(特待生の対象者及び定員)

第2条 特待生の対象者及び定員は、別表に定めるとおりとする。

(特待生候補者の認定)

第3条 学長は、理事長に対し、入学志願者の中から優秀な者を特待生候補者として推薦する。

2 理事長は、学長からの推薦をふまえ、特待生候補者を認定する。

(通知)

第4条 前条第2項の認定を受け、学長は、合格通知書とともに、特待生候補者に認定された旨を通知する。

(手続)

第5条 特待生候補者は、所定の期日までに入学手続きを行わなければならない。

2 特待生候補者の辞退等により生じた欠員の補充は行わない。

(入学許可)

第6条 学長は、前条の手続きを完了した者に、特待生として入学を許可する。

(学費の減免)

第7条 学長は、特待生に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める授業料を減免する。

2 減免する額及び減免期間は、別表のとおりとする。

3 特待生が札幌大学学生の外国留学に関する規程第2条に定める認定留学及び交換留学をするとき、前項の規定を適用する。

(資格の中断)

第8条 特待生が次の各号のいずれかに該当したとき、資格は中断する。

(1) 休学したとき。

(2) 成績が不良なとき。

2 入学後の特待生資格及び支援体制については、別に定める。

(資格の復活)

第9条 前条により資格中断中の者が、復学又は成績が向上したとき、学長は、資格の中断を解除し、資格の復活をすることができる。

(資格の喪失)

第10条 特待生が次の各号のいずれかに該当したとき、資格は喪失する。

(1) 前条により資格の復活をした者が、再び成績が不良なとき。

(2) 退学したとき。

(3) 除籍になったとき。

(4) 辞退したとき。

(5) 学則その他の規則等に違反し、特待生として相応しくないと判断したとき。

(規程の所管)

第11条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成18年2月21日から施行する。

附 則（平成18年9月8日）

この規程は、平成18年9月8日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度以前入学生は、第11条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月1日)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月23日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度以前入学生は、第2条の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則 (令和5年6月30日)

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則 (令和6年2月14日)

- 1 この規程は、令和6年2月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表 ア 特待生の対象者定員、授業料の減免額等の表中、80%を75%、90%を80%に変更する。
ただし、令和6年度入学生に限る。

附 則 (令和6年5月22日)

- 1 この規程は、令和6年5月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以前入学生は、第2条および第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

附 則 (令和7年3月12日)

この規程は、令和7年3月12日から施行する。

別表 (第2条、第7条関係)

ア 特待生の対象者定員、授業料の減免額等

選抜制度	対象者	授業料の減免	定員	備考
一般選抜 (A・B日程)	総合点の得点率が75%以上の者の中で成績上位者	減免額： ①授業料全額免除 ②授業料半額免除	対象となる各選抜制度 (各日程) の募集人員の5%程度とし、常勤理事会の議を経て、理事長が決定する。	1 特待生の人数は、授業料半額免除者は1/2として計算する。 2 全額免除対象者は、得点率80%以上とする。 3 授業料の減免は、春学期及び秋学期の授業料に対し均等に行う。
大学入学共通テスト利用選抜 (A・B日程)	総合点の得点率が75%以上の者の中で成績上位者	減免期間： ①及び②原則最 短修業年限		
一般選抜 A日程特待生 (探究重視・英語重視)	合格者			
大学入学共通テスト利用選抜 A日程特待生 (探究重視)	合格者			
学校推薦型選抜 指定校制	全体の学修成績の状況が4.3以上ある審査合格者	①減免額：入学 金相当額免除 ②減免金額：入	対象となる各選抜制度 (各日程) の募集人員の3%程度とし、	1 特待生の人数は、授業料半額免除者は1/2とし、入学金相当額免除は15人として計算

		学した年次	常勤理事会の議	する。
学校推薦型選抜 指定校制	対象となる資格を有する者	減免額：	を経て、理事長が決定する。	2 授業料の減免は、春学期及び秋学期の授業料に対し均等に行う。 3 対象となる、資格を有する者、授業料の減免額及び減免基準は下記イのとおりとする。
学校推薦型選抜 公募制		①授業料全額免除		
自己推薦選抜〔資格〕 〔活動〕（A・B・C日程）		②授業料半額免除 ③入学金相当額免除 減免期間： ①及び②原則最短修業年限 ③入学した年次		

イ 特待生の対象とする資格等

選抜制度	対象資格等	授業料の減免額・減免基準		
		授業料全額免除	授業料半額免除	入学金相当額免除
学校推薦型選抜 指定校制	G T E C	1280以上	1080以上	840以上
学校推薦型選抜 公募制	実用英語技能検定（従来型）	1 級合格	準 1 級合格	2 級合格
自己推薦選抜〔資格〕 〔活動〕（A・B・C日程）	実用英語技能検定（4技能）	2630以上	2304以上	1980以上
	T O E F L — i B T	91以上	82以上	53以上
	T O E I C	900以上	700以上	500以上
	I E L T S（日本英語検定協会）	7.0以上	6.0以上	5.0以上
	通関士（財務省）		合格	
	簿記検定試験（日本商工会議所）	1 級合格		2 級合格
	簿記能力検定試験（全国経理教育協会）	上級合格		1 級合格
	公認会計士（金融庁）	合格	短答式合格	
	応用情報技術者試験（経済産業省）	合格		
	基本情報技術者試験（経済産業省）			合格